

75歳以上の方・65歳から74歳で一定の障がいがある方が加入する
北海道後期高齢者医療制度に関するお知らせ



介護従事者・

障害福祉サービス従事者の皆さまへ

これまで、後期高齢者医療保険制度に加入の方(被保険者)には全員に「資格確認書」を交付して
いました。
令和8年8月からは、年齢やマイナ保険証の保有状況などにより、「資格確認書」または「資格情報
のお知らせ」を交付します。
被保険者が医療機関等を受診する際の支援を行うにあたり、参考としてください。

令和8年8月以降に交付されるもの

84歳以下の方

マイナ保険証を
お持ちの方

資格情報のお知らせ



資格情報のお知らせのみでは受診できません

マイナ保険証を
お持ちでない方(※1)

資格確認書



85歳以上の方

マイナ保険証の
保有状況に関わらず

資格確認書



- ※1 ・マイナンバーカードを取得していない方、返納した方
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方(カード本体の有効期限切れを含む)
・マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録をしていない方
・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない方 など

現場でのお願い

資格確認書の交付を希望される場合は申請をご案内ください

「資格情報のお知らせ」が交付された方で、資格確認書の交付を希望される場合は、申請により交
付を受けることができます。介助や支援の場面において、資格確認書の交付を希望される方がい
る場合は、市区町村窓口での申請をご案内ください。

令和8年8月以降の資格確認書又は資格情報のお知らせは、7月中にお送りします
早期に申請いただけると、当初より資格確認書を交付できますので、併せてお知らせします。

申請書は、市区町村窓口でも、ホームページでも入手できます

申請書(※2)は市区町村窓口でご記入いただけるほか、北海道後期高齢者医療広域連合のホーム
ページの「資格情報のお知らせについて」に掲載しています。申請書の記入例も掲載しております
ので、参考としてください。 ※2 資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書

複数人分の申請をまとめて行いたい場合は、市区町村窓口へご相談ください

住民票上の住所地の市区町村へ申請書を提出する必要があるため、被保険者の住民票状況によっ
てはまとめられない場合があります。

